



国保だより No.1

国 保 加 入 者
（令和7年4月1日現在）
世帯数 6, 7 1 5 世帯
被保険者数 9, 5 7 7 人

● 国民健康保険税の税率

令和7年度の税率が決まりました。（令和6年度と同じ税率です。）

区 分	説 明	① 医 療 保 険 分	②後期高齢者 支援金分	③ 介 護 保 険 分 (40歳～64歳)
所 得 割	世帯の所得に応じて計算	9.95%	2.50%	2.80%
資 産 割	世帯の固定資産税に応じて計算	23.00%	5.60%	6.80%
均 等 割	世帯の国保加入者数に応じて計算	27, 800円	6, 800円	9, 200円
平 等 割	一世帯にいくらと計算	21, 800円	5, 000円	5, 000円

- ・ 介護保険の対象者とは40歳から65歳未満の方で、第2号被保険者のことです。
- ・ 年度途中で40歳になる方の介護分は40歳到達月以降に加算されます。
- ・ 保険税の通知書は、世帯主が国保の加入者でなくても、世帯主あてにお送りします。

● 国民健康保険税の課税限度額

地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額が次のとおり引き上げられました。

令和6年度課税限度額	
① 医療分	65万円
② 後期高齢者支援金分	24万円
③ 介護分	17万円
合計	106万円



令和7年度課税限度額	
① 医療分	66万円
② 後期高齢者支援金分	26万円
③ 介護分	17万円
合計	109万円

● 令和7年度の保険税の計算例

☆日南家の場合☆	世帯主（42歳）	妻（40歳）	子（8歳）	父（70歳）
※世帯主と妻は介護分 の対象者なので、介護 分も課税されます。 ※この世帯は年金差し 引き（特別徴収）では ありません。				
令和6年中の所得（収入）	260万（給与380万）	0（給与55万）	0（0）	0（公的年金110万）
令和7年度の固定資産税	5万	0	0	3万

区 分	① 医 療 分（全員）	② 後期高齢者支援金分（全員）	③ 介 護 分（世帯主+妻）
所 得 割	$(260万円 - 43万円) \times 9.95\% = 215,915円$	$(260万円 - 43万円) \times 2.50\% = 54,250円$	$(260万円 - 43万円) \times 2.80\% = 60,760円$
資 産 割	$8万円 \times 23.00\% = 18,400円$	$8万円 \times 5.60\% = 4,480円$	$5万円 \times 6.80\% = 3,400円$
均 等 割	$4人 \times 27,800円 = 111,200円$	$4人 \times 6,800円 = 27,200円$	$2人 \times 9,200円 = 18,400円$
平 等 割	$1世帯 \times 21,800円 = 21,800円$	$1世帯 \times 5,000円 = 5,000円$	$1世帯 \times 5,000円 = 5,000円$
合 計	$367,315円$ (百円未満切り捨て)367,300円	$90,930円$ (百円未満切り捨て)90,900円	$87,560円$ (百円未満切り捨て)87,500円
令和7年度の保険税額（医療分+支援金分+介護分）		545,700円	

- ※ 納期は1期（令和7年6月）～10期（令和8年3月）の10回です。
- ※ 総所得金額から控除されるものは基礎控除（43万円）だけです。
- ※ 75歳になった月からの保険税は、その年度の保険税の計算からあらかじめ除かれています。

● 納税義務者と納付方法・時期

納税義務者

納税義務者は**世帯主**です。世帯主が国保の加入者の場合だけでなく、職場の健康保険（社会保険等）や後期高齢者医療制度の加入者であっても、世帯に一人でも国保の加入者がいれば、世帯主が保険税の納税義務者となります。

納付方法・時期

国民健康保険税の納付方法には、「**普通徴収**」と「**特別徴収**」があります。

■ 普通徴収とは

納付書または口座振替で納付していただく方法で、特別徴収に該当しない方が対象となります。

※口座振替の場合、残高不足時の再振替は行いません。
口座残高には、注意いただきますようお願いします。



■ 特別徴収とは

国民健康保険法及び地方税法の一部改正により、一定の要件を全て満たす場合は、世帯主の年金から国民健康保険税をあらかじめ差し引かせていただくことになっています。この徴収方法を「特別徴収」と言います。

※特別徴収の要件に該当する方につきましては、年金から納付していただくことを基本としますが、希望される方につきましては、申し出により口座振替による納付を選択することができます。

（納付書によるお支払いを選択することはできません。）

口座振替による納付を希望される方は、資格確認書または資格情報のお知らせと申出者の印鑑を持参して、国保の窓口で手続きください。

また、口座振替の登録も必要になりますので、指定金融機関で手続きを行ってください。

○ 普通徴収・特別徴収の納付月

徴収方法	納 付 月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	4月期		6月期		8月期		10月期		12月期		2月期	
（年金差引）	4/15		6/13		8/15		10/15		12/15		2/13	
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
（口座振替・現金納付）			6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/25

特別徴収の方で、年度内に75歳になる場合は、その年度は年金からの差し引きは止まり、納付書または口座振替になります。

● スマートフォンで納税できるようになりました

市税などが納付書に印刷された「eL-QR」を使った納付ができるようになりました。また、スマートフォンアプリPayPay、PayB（ペイビー）は引き続き利用できます。

利用方法等、詳しい内容については、市公式ホームページをご覧ください。本庁税務課へお問い合わせください。